

平成19年度近畿地方都市美協議会 都市景観研修会

景観研修セミナー

報 告

テーマ：「景観法の活用状況について」

講 師：国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室

景観事業係長 加納 学

○司会者 それでは、引き続きまして景観研修セミナーの方に移らせていただきたいと思います。

国土交通省都市・地域整備局都市計画課 景観室 景観事業係長の加納 学様から、「景観法の活用状況について」をテーマに最新情報等のご講演をいただきたいと存じます。

皆様ご存じのとおり、景観室は景観法施行を受けて都市計画課内に設置された組織でありまして、加納様は景観事業係長として、その第一線で各地区を回られご活躍されておられます。

それでは、加納様、どうかよろしく願いいたします。拍手をもってお迎えください。（拍手）

○加納 学氏 ただいまご紹介にあずかりました国土交通省 景観室の加納でございます。近畿地方都市美協議会の会員の皆様におかれましては、日ごろより国土交通行政並びに景観行政にご理解、ご協力いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、景観法の活用状況につきまして、30分程度お時間いただきましてご報告させていただきます。

実は、先週、景観法活用セミナーというのをこちら近畿でやらせていただいております。そのときに景観法の基本のお話をさせていただいております。そこに

参加された方も今日非常に多くいらっしゃるということですので、今日のお話としましては、一つは報告ということで、景観計画策定数の増加状況、それから全国の景観計画の事例の紹介、そして本年度平成19年度より創設いたしました景観形成総合支援事業の実例紹介、そしてその他、現在予算要求中であります平成20年度の創設予定の歴史的環境形成総合支援事業について、それから都市景観大賞 美しいまちなみ賞の募集についてご案内させていただきます。念のために、先日そのセミナーで基本的なお話をさせていただいたんですけれども、ご参加でなかった方もいらっしゃるかと思いますので、ざっくりと景観計画について少しだけお話しさせていただきます。

景観計画というのは、景観法に基づきまして各都道府県、市町村の方が立てる景観、それぞれの地域の景観形成の基本的な計画になっております。景観形成基準でありましたり、届け出対象行為の基準でありましたりといったものを定める仕組みになっております。といった細かい話は今日はいたしませんけれども、基本的なその地域の景観の計画であるというご認識でお話を聞いていただければと思います。

まず、その景観計画策定数の増加状況についてですけれども、まず景観法の景観計画等のツールを活用するためには、景観行政団体というものになる必要がございますけれども、これは都道府県政令市中核市さんは自動的に法に基づいて景観行政団体となっております。これが99団体ございます。これ以外の市町さん、市町村さんは都道府県との協議・同意を得て景観行政団体へと移行しますが、これが現在199団体、9月1日時点で298地方公共団体が景観行政団体となっております。今10月4日なわけなんですけれども、10月1日のものはまだちょっと計算できておりません。また景観室のホームページ等でご案内いたしますので、そちらもよろしければご覧になってください。

そして、景観計画の策定団体数ですけれども52団体、また景観地区は18地区、これは都市計画法に基づく景観地区でございます。そして景観重要建造物樹木は32件、景観整備機構が延べ17法人、景観協定には2件というふうになっております。

景観法の前面施行につきまして、平成16年12月のときは94団体であったものが9月1日現在298団体まで順調に増えてきているといったところです。一方で、景観計画の方は現在52団体、ここ1年ほどでぐっと増えてきたものの、まだまだ数は伸びてないなという状況で、今後とも景観行政につきましてご理解とご協力をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、全国の景観計画の事例につきましてご紹介させていただきます。3件ほどご紹介いたします。

1件目が、岐阜県各務原市、これ「かかみがはら」と読みます、そして島根県松江市、北海道上川郡東川町、この三つの計画をご紹介するのは、岐阜県各務原市さんは景観法に基づくツールを非常にたくさんフル活用して、景観形成の取り組みを推進されておられますという特徴を持っています。そして島根県松江市さん、こちらは古いまちなみ、松江城を中心とした歴史的なまちなみで景観形成を推進しておられます、という事例でひとつご紹介いたします。そして北海道東川町、こちらは北海道の歴史は開拓の歴史でして、歴史的な建造物というのは小樽等を除いてほとんどないといっている状況です。そういう歴史的なまちなみがないところでの景観の取り組みという事例でひとつご紹介いたします。

まずは岐阜県各務原市さんの景観計画のご紹介です。

こちらの写真ですけれども、向かって右側が岐阜県各務原市、左側、お城がちょっと見えますでしょうか、あれが犬山城、愛知県犬山市さんの犬山城です。真ん中を通っている川が名称木曾川で、この木曾川の景観を愛知県犬山市さんと岐阜県各務原市さんは県境を越えて景観に関する協議会を作って、景観を保全していこうというふうに取り組まれています。右の方にちょっとパワーポイントの矢印で恐縮ですがけれども、ここにちょっと高めのマンションがあるのがわかりますでしょうか。こちらのマンションが建ったことで、この木曾川の景観が阻害されるという各務原市さんの問題が起こりまして、このマンション問題をきっかけに景観を守っていかなきゃいけない

という話が盛り上がって、景観計画の策定まで至ったということでございます。

景観計画の概要ですけれども、四つの景観形成の方針を立てておりまして、下に写真がありますけれども、森の風景地区、町の風景地区、川の風景地区、田園と歴史の風景地区と四つの特徴を持った景観の方針を立てております。その中で行為の制限といたしまして、右に図が書いてあって、ちょっと見にくいですが、高さ制限も行ってあります。一番中心の市街地のところは高さ45メートル、オレンジ色のところ、これも市街地の方ですけれど20メートルとか高さ制限を行ってあります。そして大規模な行為に制限等も行ってあります。

そして重点風景地区というのを選定しておりまして、このエリアの中で住民参加による地区、独自の取り組みを推進するエリアを重点的に定めてあります。ちょっとこれ概要だけご紹介いたしましたけれども、その中で重点的にその景観形成を進める重点風景地区の一つにテクノプラザ地区というのがございまして、このテクノプラザ地区では一般の企業、企業の研究機関、研究所なんかを集めた、新技術創出科学技術関係の研究機関を集めてその集積拠点ということで平成10年から作られてあります。そのエリアの土地を所有する企業さんであったり公共団体を中心に景観地区、そして景観協定という二つのツールを活用して景観形成を進めてあります。景観地区というのは都市計画に定めるものでして、景観計画よりも少し厳し目の規制をかけることができるんですけれども、その例としまして例えば建築の高さ、それから壁面後退、色彩といったものを景観地区として定めてあります。またこの景観協定についてもこの地区では定めておりまして、建築設備の意匠などに関する事項であったり工作物の形態意匠、それから緑地帯や緑地率に関する規定を設けておりまして、敷地面積の20%以上を緑地にしなければいけないとか、また屋外広告物に関しても事項を定めておりまして、こういった企業さんの研究機関ですと入り口に看板を掲げたりすると思うんですけれども、その建物に看板を付けてはいけないと、なので外から見ると何の企業の建物なのか全然わからないような建物、例えばこういう感じですね、これもち

よっと写真が小さくて恐縮ですけれども、ここ建物でして緑がその壁面に植わっているような建物なんですけれども、ぱっと見、何の企業の建物なのか全然わからない、わからないんですけれども入り口のところに小さく目立たないような看板だけは設けていいという規定を自分たちで作っていて、そして景観形成を行っています。

また、景観重要建造物についても指定しております、各務原市さんにはこの写真のように旧中山道鵜沼宿というエリアに古い建物が幾つか残っております。このエリアについて歴史的な建造物を中心としたまちなみを作っていきたいということで、景観重要建造物というものを定めまして、これは景観上重要なものについて景観行政団体が指定するものなんですけれども、この定めた景観重要建造物のデザイン等に沿ってこのエリアのまちなみ整備を行っていくと言うような活用の仕方をされておられます。

続きまして、松江市さんの景観計画のご紹介です。城下町の歴史的景観について、重点的に景観形成基準を策定しておられます。写真のとおり、左は松江城です。右側のこのような歴史的なまちなみが城下に残っております。松江市さんは、もう一つ、宍道湖という有名な湖がありますけれども、ちょっと今日はこちらは置いといて、この松江市さん、景観計画区域、市域全域をかけてまして、その中の一番市街地の部分に伝統美観保存区域というのを定めておられます。これが市街地でここに松江城がございます。松江城のお堀の周辺を遊覧船が回ってるんですけれども、その遊覧船から見えるこのエリアに古いまちなみが残っております、3地区、重点地区、保存区域として定めてます。一つは塩見縄手地区、そして普門院外濠地区、城山内濠地区と三つなんですけれども、このうち特に塩見縄手地区、ここを景観地区を定めてよりきめ細やかな規制を行っています。

その例ですけれども、松江市さんの景観計画区域全域においては、例えば地域の景観と調和するよう配慮することというような形態意匠の基準項目が定められていますが、その重点的な区域である普門院外濠地区、城山内濠地区においては伝統的なまち

なみ景観の形成に努めることとか、周囲の建築物に倣う形態とし連続性を確保すること、こう配屋根を屋根を原則とすること、瓦の色は黒系を基本とし落ち着いた色彩とすることなどですね。地域の景観と調和するよう配慮することという配慮という一言から、より踏み込んだ伝統的なまちなみであったりとか周囲の建築物にならうとか、連続性の確保であったり、こう配屋根を原則とか、ちょっと踏み込んだ基準を設けておられます。

松江市の全体はけばけばしい色彩はできるだけ避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮することという規定があるんですけども、外濠地区、内濠地区、その重点地区においては周囲の景観と調和を保つよう落ち着いた色調とすることということで、配慮と、けばけばしいものはだめですよとってたものから、周囲の景観と調和を保つよう落ち着いたものにしなさいと、尖ったといいますか、激しい、けばけばしい物はだめだよというところから落ち着いたものにしなさいよというふうな踏み込んだ表現になってます。

一方、景観地区になりますと、今度は屋根についての基準、外壁についての基準。建具についての基準、ひさしについての基準ということで形態意匠についてそれぞれ、例えば屋根であれば和瓦吹きとすること、瓦の色は黒色系とすることとか、寄りきめ細やかで踏み込んだ規定を設けております。

そして景観計画の運用上の工夫ですけども、景観計画の最後に参考資料として伝統美観保存区域で想定している住宅の意匠について、イラストを用いて紹介しております。一般の方は景観計画の文字だけ読んでもなかなかイメージしにくいので、よりこういう住宅を造ってくださいよというイメージがわかりやすいようなイラストを用いて紹介しております。

もう一つ、今の話の流れとはちょっと別のことですけども、景観重要樹木というものも指定しております。これ実は現在全国で指定されている唯一の景観重要樹木なんですけれども、先ほど松江市さんにはお城の回りにお堀があって、遊覧船が回ると

いう話をしましたけれども、そういった堀の周辺に住民に馴染みのある樹木について、景観上これは重要な樹木であるというふうに指定して保存を図っているというところ
です。

続きまして、北海道上川郡東川町さんの景観計画のご紹介です。

特徴としまして、大雪山系の美しい自然と田園風景に調和した写真写りのよいまちなみ形成を推進ということで、町として写真写りのいい町、写真の町というものを宣言しておられます。この町域が日本最大の自然公園である大雪山国立公園の区域の一部となつてまして、町域全体の東の方に旭岳という北海道で一番高い山があります。もう既に雪が降っているようでして、9月の頭ぐらいに一度行ったんですけど、その1週間後ぐらいにもう紅葉が始まりましたというメールをいただきまして、大阪にあつたり東京にあつたりとかと気候は全然違うらしいんですけども、ほとんどこの中で東部は山岳地帯、この辺はもう田園風景とかであつて、中心市街地はこんだけなんです。ごくごく狭いエリアが中心市街地なんですけれども、そういう土地でこちら東川景観計画区域の行為届出書の一部を抜粋してきたものなんですけれども、住宅につきましては例えば屋根形状が5寸こう配から10寸の傾斜屋根が原則とか、屋根色は焦げ茶、濃紺、濃緑、黒系、外壁材質は周囲との調和を大事にしない、色についてはベージュ、グレー、クリーム、茶、多色にしないとか、こういったことを届け出対象としております。届け出る方は、例えば屋根の色であれば色名とマンセル地を書いたり、外壁材質だとメーカー及び製品名というものを書いてもらつたりというような運用をされておられます。そして具体的に今のこちらの基準を守つたまちなみをつくと、このようなまちなみになります。

これは今、東川町さんで幾つかのハウスメーカーが合わせて開発を行った建て売りの住宅地の様子です。ちょっとこの写真、あまりまちなみとして見るとそんなに美しいわけでもないというふうに思うんですけども、これが一番最初に申しあげましたその写真の町というコンセプトから考えると、なるほどなと思うんですけども、こ

の大雪山の山並みと調和するゆとりと潤いのある住宅地環境の形成というものを目指しているということで、別に連続したまちなみの景観形成を目指してないんですね。なので先ほどのような景観形成基準になっておりまして、先ほどご紹介した松江市さんの事例とはちょっと違う運用のされ方をしています。景観計画と一言に言っても、全国一律でかかるようなものではなくて、それぞれの市町村、地域によって全然異なる運用がされております。また運用上の工夫としまして、東川町の景観にふさわしい東川風住宅の住宅設計指針について設定しておりまして、住民向けにわかりやすいブックレットを作成し、景観計画とあわせて普及に努めておられます。

続きまして、今年度創設いたしました景観形成総合支援事業についてご紹介いたします。景観形成総合支援事業の概要ですけれども、ちょっと上だけ読みますね。景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興活性化を図る事業です。一言で言うと、景観重要建造物と樹木を指定して、それを保全しましょうと。その保全を図って、その周辺についてもまちなみをきれいにして観光振興化しましょうと、簡単に言うとそういう事業です。もともとは景観のための事業として立ち上げたかたんですけれども、国の予算の優先順位として姉齒問題なんかがあって、安全とか安心とかという方にお金が行くという傾向がそのときございまして、国の方針として観光はこれから大事だという方針があったので、じゃあちょっと観光がらみでお金ください、予算くださいという要求の仕方をしたのでこういう目的になっております。

それで事業主体は市町村さん、これ民間対個人に対する間接補助もございまして、補助率は3分の1となっております。国の予算額は2億なんですけれども、現在まだ1億円ぐらい余っておりますので、それを今から事例をご紹介いたしますけれども、もし我が市でも、我が町でもと思う市町村さんがいらっしゃいましたら、ぜひご相談いただければと思っております。

先ほどご紹介しました東川町さんで本事業を活用した事例がございますので、まずご紹介いたします。先ほど概要をご紹介したときに、最初に景観重要建造物を保全して、その周辺のまちなみを守っていくというふうに概要のご説明いたしましたが、今この写真に写っているこちら、こちらが和洋折衷様式が特徴的な旧役場である郷土館という建物です。現在は郷土開拓の歴史を紹介する施設として親しまれております。この郷土館を中心に周辺についてもまちなみの整備を図っていくというのが本事業です。

先ほど東川町さんのご説明のときに、中心市街地、ものすごい狭いエリアだというお話しましたがけれども、今この地図がその中心市街地です。役場がここにあるんですけども、この役場のちょっとそばに旧役場である郷土館というのがございまして、このエリアを中心に中心市街地のエリアを事業対象区域と設定しまして、その中にこのオレンジ色のポツポツポツと書いてあるこのあたりが、真ん中のものを必須事業と読んでおりまして、周辺の環境整備を選択事業と読んでるんですけども、このオレンジが選択事業の対象ということになっております。

先ほど観光に絡めるという話をしましたけれども、こちらでは郷土館を中心に前の道で写真に関係するイベント、一応写真の町ということで全国の高校生から集めた写真コンテスト、写真甲子園というのを開いておりまして、それにそのお客さんたちが入っていくような経路にこのエリアがなっておりまして、そのエリアに関してはまちなみを行いましょうというふうな事業になってます。そしてまたそこに至るまでの道についても事業区域として認めておりまして、東川町さん、一言で言うとすごく田舎の方にあって、札幌ですとか大きな町に行くにはこの幹線道路を通らないと絶対に行けないという唯一の幹線道路なので、もうそこについてはお客さんが来る経路として認めましょうということで事業区域に入れておりまして、ちょっと固まりとプラス道路というような事業区域になっています。

そして、こちらが先ほどの郷土館ですね。これは必須事業になってまして、郷土館

を修理する。修理というのは、具体的にはその修理を行わないとその建物がもう使えなくなってしまう、だめになってしまうというものについて保全することを修理と呼んでおります。例えばこの郷土館ですと外壁の一部がはげていて、欠け落ちていて、もうこれほっとくと雨風が入ってきて、もうこの建物はだめになっちゃうだろうということ、これを直すということを前提に諸事業を行いますという話になりました。そして周辺地域ですけれども、例えば役場の広場の前面の美装化、ちょっとこの辺レンガが欠けたりしてるんですけども、それから幹線道路に立ってるパーゴラがあるんですけども、そのパーゴラの塗り替えをやったり、もうぼろぼろになってしまってるものとかもありましたんで、もうこれは撤去しましょうというそれについても補助を出すことになりました。また幹線道路のバス停の塗り替え、それから周辺にある創作工芸館という建物があるんですけど、これの外壁の塗り替えであったり、公営住宅の屋根や外壁の塗り替え。それから老人保健センターがあるんですけども、そこに温室のようなものがありまして、ちょっとここ汚れて見た目があまりきれいじゃないということ、これを撤去したいという話がありましたので、それを撤去すること、それから外壁も汚れているのでこれを塗り替えるといったことについても補助の対象としました。また幹線道路に桜の木を植樹したいという話がございまして、これについても補助対象ということになっております。

続きまして、愛知県名古屋市さん事例をご紹介します。

こちら先ほどと同じで、必須事業というものをまず定めます。愛知県名古屋市の槿木地区と言うところで槿木館という建物がございまして、これを景観重要建造物に指定して、まちづくりと文化活動の拠点として活用するというものです。

名古屋に、名古屋城は皆さんご存じだと思うんですけども、名古屋城がございまして、ちょっと離れたところに徳川園という公園があります。ここが観光地として今、以前より活用されてるんですけども、ここの結ぶエリアが特になにもなかったと、目玉になるものがないという話があったんですけども、そこをちゃんと観光の通路と

してつなぐようなことを企画したいということで、そのあたりを文化の道として指定して、イベントの実施や貴重な建築遺産の保存活用を進めることで都市の魅力づくりと観光交流人口の拡大を図るという事業になっております。これがそのエリアなんですけれども、その文化の道のエリアというのがこのあたり、オレンジのところですね、済みません、この辺一体ですね。この中でまちなみ保存地区というのを指定しているのがこのエリアで、そのうちの一部、プラスアルファを今回の事業対象区域とします。中心に榎木館という先ほど写真でお見せした建物がございまして、そこの保存のための注意とそこに至るまでの看板の設置を行うことになりました。このエリアにはまちなみ保存地区ということで歴史的建物が幾つかまだ残ってしまっていて、それについて今後修理を検討していくということなんですけれども、まずはここからということで、このエリアだけを指定することになりました。先ほどの榎木館、必須事業のもので、これにつきまして修理を行うと、修理については一般公開を行う場合は内装もOKということにしています。行う事業としては耐震設計及び実施設計、それから屋根の葺き替えや老朽箇所の修理、耐震補強などの保存修理工事、そして建具、壁材等の修理ということにしております。

また周辺に案内看板を設置するというので、これが周辺の様子なんですけれども、古い民家があったり、ちょっと豪華な豪勢なお宅があったりとか、こういったエリアにおいて観光に来たお客さんを勧誘できるような看板を道に設置するということになっております。

以上が、景観形成総合支援事業のご紹介になります。

もし何か事業対象になるような事業をやってみたいと思う方が市町さんございましたら、遠慮なく言っていただければ何でもご相談には乗りますので、またよろしくお願ひします。

そして続きまして、現在予算要求中の平成20年度市に補助事業についてご紹介いたします。

歴史的環境形成総合支援事業というものを今創設しようとしています。国として近畿圏もよく多いと思うんですけども、歴史的まちなみが残っている地域って全国にたくさんございまして、こういった歴史的試算を活用しながらまちづくりをもっとしていけないかということを考えてまして、そういった地域を支援する新法を今作ろうとしています。その中で歴史的環境保全整備計画というものを市町さんがつくったものを国が認定して、そこを積極的に応援していこうというようなことを考えています。

その中で、例えばまちづくり交付金とか、先ほどの景観形成総合支援事業につきましても、その支援の一部として拡充を図っていこうとしているところなんですけれども、今回新規事業につきましても一つ立ち上げることになりまして、それがこちらなんですけれども、先ほどの国の認定を受けた歴史的環境保全整備計画に基づいて、地方公共団体および民間主体が行う歴史的に重要な施設の保存、復元にかかる整備及び当該施設の周辺施設の整備や歴史的に重要な施設を活用したソフト事業を総合的に支援するという事業です。

もう少し踏み込んで具体的に言いますと、歴史的に重要な施設の復元や修理、移設、買い取り、それから歴史的に重要な施設の外観修景や内装整備、歴史的環境保全整備計画の区域における周辺施設の整備、そして歴史的に重要な施設の活用に係るソフト事業と、こういった大きく四つの項目を支援対象として考えております。現在まさに予算要求中でして、補助率等、それから先ほど申し上げました新法につきましてもどのような内容になっていくかというのがちょっとまだ検討がついてない状況でございますけれども、国としては歴史的な資産を生かしたものを支援していきたいというふうなことを考えているということをご案内したいと思いご紹介いたしました。ちなみに文化庁さんともその新法が共感の予定になっておりまして、重要文化財とかあと文化財保護法とか、また景観法とかとの絡みについても検討していきたいというふうに考えております。

最後に、都市景観大賞・美しいまちなみ賞の募集についてご案内いたします。平成

20年度都市景観大賞・美しいまちなみ賞につきましても募集いたします。本日、平成19年10月4日から12月28日まで、応募大賞はNPO等のまちづくり組織と地方公共団体とが協働して美しいまちなみの形成を行っている地区です。賞は国土交通大臣表彰となる美しいまちなみ大賞を初め美しいまちなみ優秀賞、美しいまちなみ特別賞といったものを表彰していきます。お問い合わせにつきましては、国土交通省近畿地方整備局の県西部か、あるいは国土交通省都市地域整備局景観室までお問い合わせください。

以上でご報告を終わります。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

○司会者　　ありがとうございました。時間の方も押しておりますが、せっかくの機会でございますので、1問程度ご質問をお受けしたいと思っております。ご質問、いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは講演の方、終了させていただきますが、加納様に感謝を込めて、いま一度盛大な拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○加納 学氏　　ありがとうございました。